

個人情報保護について

当院では、個人情報について下記の目的に利用し、その取扱いには細心の注意を払っております。個人情報の取り扱いについてお気づきの点がございましたら、職員までお気軽にお申し出ください。

1. 医療情報提供のための利用

- a. 当院での医療サービスの提供
- b. 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携
- c. 他の医療機関等からの照会への回答
- d. 診療等のための外部医師等の意見・助言の聴取
- e. 検体検査業務等の業務委託
- f. ご家族等への病状説明
- g. その他、医療提供に関する利用

2. 診療費請求のための利用

- a. 医療保険・労災保険・公費負担医療に関する業務
- b. 審査支払機関へのレセプトの提出
- c. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- d. 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出および紹介への回答
- e. その他、診療費請求に関する利用

3. 当院の管理運営業務のための利用

- a. 会計及び経理事務
- b. 医療事故等の報告
- c. 医療サービスの向上のための利用
- d. その他、当院の管理運営業務に関する利用

4. その他の利用

- a. 業務者等から委託を受けた健康診断にかかわる業務者等へのその結果の通知
- b. 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等
- c. 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- d. 院内医療実習への協力
- e. 外部監査機関への情報提供

5. 診療録等の外部保存

当院の診療録等はEMシステムズセキュアサーバーと暗号化処理を行いネットワーク接続し、電子情報保存を行っています。

『医療サービス』とは診療、検査、注射、投薬、処置及び手術などのことです。上記のうち、同意しがたい事項がある場合には、その旨を職員までお申し付けください。お申し出がないものについては同意していただけたものとして取扱わせていただきます。これらのお申し出はいつでも撤回、変更することができます。



敷地内禁煙について

当院は敷地内が禁煙指定エリアです。



診療報酬の算定項目のわかる明細書

明細書の発行について

- 当院では、医療の透明化や情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を発行しています。
- 明細書は使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は受付にお申し出ください。

医療情報・システム基盤整備体制

- ◆当院はオンライン請求を実施し，オンライン資格確認を行う体制を有する保険医療機関です。
- ◆マイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しています。
- ◆オンライン資格確認にご承諾いただいた場合は，薬剤情報，特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。
- ◆マイナ保険証の利用や電子処方箋の発行，電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを，今後導入し実施していく予定です。



とっても簡単! マイナンバーカード

1 受付
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

2 本人確認
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

3 同意の確認
診察室等での診療・処方・健診情報の利用について確認してください。

4 受付完了
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 | 日本医師会 | 日本歯科医師会 | 日本薬剤師会

患者のみなさまへ

令和6年6月から

「ベースアップ評価料」がはじまります。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。
ご理解くださいますよう、お願い致します。

「ベースアップ評価料」について

- ☑ 看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和6年6月以降、ベースアップ評価料がスタートします。
- ☑ これにより、6月以降、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。
- ☑ このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

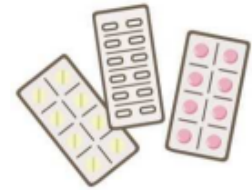
長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

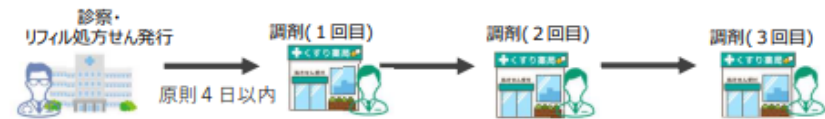
のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。



リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんです。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

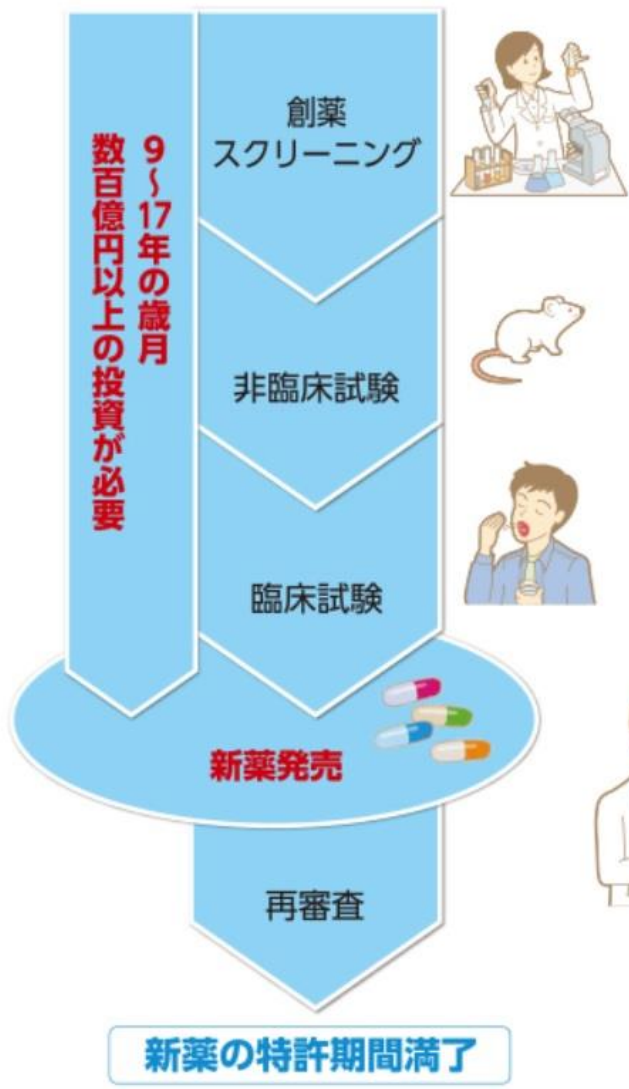
リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方できません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

ジェネリック医薬品

- 当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的な使用に取り組んでいます。
- 後発医薬品についてご質問がある方は、診察時にご相談ください。
- 当院では、一般名（成分名）により処方しております。この為、保険薬局において銘柄によらず調剤し、柔軟な対応することができます。
- 令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。
- 当院では、バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでおります。

新薬



ジェネリック医薬品

新薬の特許期間が過ぎると、その権利は**国民の共有財産**となるため、他の製薬会社から同じ有効成分を使ったおくりが製造・販売されるようになります。それが、ジェネリック医薬品です。

